

オークワ湯浅店

大規模小売店舗立地法に係る変更についてのお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和7年9月18日付で和歌山県知事に変更届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗を設置する者

株式会社オークワ

代表取締役 大桑 弘嗣

和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3

■大規模小売店舗の名称・所在地

名 称：オークワ湯浅店

所在地：和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保 1852 番 1 外

■変更しようとする事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1 階駐車場	24 時間	24 時間
屋上駐車場		
隔地駐車場①		
隔地駐車場②	午前 6 時～午後 10 時	—

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	変更前	変更後
1 階駐車場	入口 1 ヶ所、出口 1 ヶ所	入口 1 ヶ所、出口 1 ヶ所
屋上駐車場	出入口 1 ヶ所	出入口 1 ヶ所
隔地駐車場①	出入口 2 ヶ所	出入口 2 ヶ所
隔地駐車場②	出入口 2 ヶ所	—
合計	7 ヶ所	5 ヶ所

■変更する理由

隔地駐車場②の運用を取り止めるため

■お問合せ先

株式会社オークワ（担当：開発本部 阪口）

TEL：073-433-9883（平日の 9:30～17:00）